

○ 平成十年金融監督庁告示第九号（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八条の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）

改 正 案

現 行

（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付隨し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条 規則第十七条の三第二項第三十八条号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。

一（三）（略）

（削る）

（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付隨し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条 規則第十七条の三第二項第三十八条号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。

一（三）（略）

（削る）

四 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第二条に規定する登

録機関の行う業務

五（八）（略）